

令和〇 年介護職員等の喀痰吸引等研修(特定の者対象)

【募集要項】

■実施日:202〇年 〇 月 〇 日(〇)午前9時50分～午後5時

202〇年 〇月 〇 日(〇)午前10時～午後4時50分

■場所:東北福祉カレッジ

■対象:事業所に所属している介護職員(医療機関従事者を除く)

■定員:

宮城県	定員15名(専攻)
山形・福島・秋田・岩手・東京・青森	定員15名(専攻)

■申し込み・お問い合わせ:〇月 〇日までに、募集要項に付いている申込書を直接か郵送、フ

ァックスで東北福祉カレッジ(〒983-0861 仙台市宮城野区鉄砲町中3番地4

TEL:022-256-1931 FAX 022-281-8316)

【募集要項】介護職員等の喀痰吸引等研修(特定の者対象)

1. 研修目的

平成 24 年4月「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正に伴い、一定の教育を受け、修了した介護者は、一部医療行為を実施することが認められました。この研修は喀痰吸引等の医療行為を、地域で暮らす重度障害者等に対し、業務として、安全に的確に実施することができる介護職者を養成することを目的として実施するものです。

2. 実施する研修課程

第3号研修(特定の者対象)〈認定する行為〉 ・口腔内、鼻腔内および気管カニューレ内部の喀痰吸引 ・胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養 上記のうち、特定の対象者が必要とする医療行為で、実地研修を修了したものに限ります。

3. 研修課程の流れおよび修了証明書等の交付

① 基本研修 講義:講義後、知識確認テスト

② 基本研修 演習:上記①②を2日間で行い、修了者には「基本研修修了証明書」を発行します。

③ 実地研修:実地研修実施機関の「指導看護師」による指導のもと、特定対象者に対する研修をうけていただきます。

④ 修了証明書の発行:実地研修終了後には、「修了証明書」を発行します。修了証明書は、県の「認定特定行為業務従事者認定証」交付手続きに必要です。

4. 研修対象者

① 介護福祉士、ホームヘルパー1 級・2級の有資格者(いずれか)

② 介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に従事している者

③ 所属施設、事業所の責任者又は管理者の推薦が得られる者

④ 所属施設、事業所が、損害保険(実地研修用)に加入していること 以上①～④までのすべてが整えられている方。

*すでに、行為対象者が決まっており、実地指導機関が決定していることが望ましいですが、今後の業務で実施の可能性がある場合に、基本研修のみ受講しておくことは可能です。(その場合、実地研修対象者が確保された時点で、当機関で当該実地研修を受講 する必要がありますので、その旨を申し出てください。

5. 実施日および受講定員

202〇年 〇 月 〇 日(〇)午前9時50分～午後5時

202〇年 〇 月 〇 日(〇)午前10時～ 午後4時50分 定員制

6. 募集締め切り 令和 〇年〇月〇日(〇)

7. 申し込み方法ならびに提出書類

様式 5 号 申込用紙に必要事項を記載のうえ①②のいずれかで申し込みをしてください。

宛先:東北福祉カレッジ 喀痰吸引等研修担当迄

① 郵送:〒983-0861 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町中 3 番地 4

② FAX:022-281-8316(原本は、受講時に原本を提出していただきます)

提出書類一覧表

号	内容	備考
様式 1 号	確認チェック表	<input type="checkbox"/> 原本送付
様式 2 号	研修費用	要確認
様式 3-1	指導者実施承諾書	<input type="checkbox"/> 原本送付
様式 3-2	主治医承認書	<input type="checkbox"/> 写し送付
様式 3-3	説明ならびに同意書	<input type="checkbox"/> 写し送付
様式 4 号	カリキュラム	要確認
様式 5 号	受講申込書	<input type="checkbox"/> 原本送付

8. 受講者の決定

(ア) 応募が定員を超えた場合には、受講をお断りすることがあります。

(その際には次回以降優先的に受講していただけるよう配慮致します。)

(イ) 1事業所から複数の申込みをする場合は、優先順位をつけてくだされば配慮致します。

(ウ) 受講の可否は、受講決定通知書の発送をもってお知らせいたします。

9. 研修会場

基本研修:講義 東北福祉カレッジ 宮城・山形・福島・秋田・岩手・東京・青森

基本研修:演習 東北福祉カレッジ 宮城・山形・福島・秋田・岩手・東京・青森

実地研修:対象者のご自宅等

10. 受講料等

基礎研修 12,990 円(税別)

実地研修 10,800 円(税別)

(講師謝礼金 9300 円、損害補償保険 500 円、事務手数料 1000 円含む)

合計 23,790 円(税別)*テキストは厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。

11. その他

本研修の受講申込書に記載された事項は、個人情報保護の規定に則り、適正な管理を行い、当研修機関の研修以外に使用することはしません。

12. 問い合わせ先

東北福祉カレッジ 喀痰吸引研修担当 池田(イケダ) TEL:022-256-1931

13, 科目の免除

ア 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者

（履修免除の範囲）基本研修

イ 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成 23 年 11 月 11 日障発 1111 第 2 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（履修免除の範囲）基本研修

ウ 「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成 15 年 7 月 17 日 医政発第 0717001 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者

（履修免除の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

エ 「在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 24 日医政発第 0324006 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者

（履修免除の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

オ 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 16 年 10 月 20 日医政発第 1020008 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者

（履修免除の範囲）基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。）

カ 重度訪問介護従業者養成研修統合過程（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号別表第三）の受講者

（履修免除の範囲）基本研修

キ 規則附則第 4 条に定める第 3 号研修修了者が新たな特定の者を対象とする場合

（履修免除の範囲）基本研修

以上